

令和7年度・第31回農業委員会総会議事録

開催日 令和7年10月28日(火) 13:00～

開催場所 S Sプラザ川内 301～303会議室

出席委員(17名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	本場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠員(0名)

欠席委員(2名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(16名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(3名)

事務局出席者 森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼G長・田上G員・小川G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ 印

議事録署名者 _____ 5番 _____ 印

_____ 6番 _____ 印

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ 印

令和7年度・第31回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報告

- 報告第 99号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第100号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第101号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第102号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議事

- 議案第325号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第326号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第327号 非農地証明願承認について
- 議案第328号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第329号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第330号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

7 その他

- (1) 11月総会の日程について
- (2) その他

【開始13:00】

議長 　ただ今から、第31回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 　委員の出席状況について、報告いたします。
定数19名、現在員数19名、出席委員17名、欠席委員は2名で、7番：木場　裕次郎委員、13番：永留　智史委員であり、欠席届が提出されております。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は16名です。
欠席委員は3名で、30番：馬渡　義文委員、であり、36番：鬼塚　幸男委員、37番：豊田　孝之委員です。欠席届が提出されております。
なお、33番：永吉委員につきましては子牛の出産が始まったとのことで少し遅れるという事で連絡がありました。
以上で報告を終わります。

議長 　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議長 　はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西代理 　主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の1ページをお開きください。
9月30日には、遊休農地解消事業に伴う花の種植え作業が東郷町斧淵で開催され、東郷地域委員、事務局職員が出席しております。
ひまわり・コスモスを植えております。
10月6日に定例常設審議委員会がホテルウエルビューかごしまで開催され、事務局職員が出席しております。
9日と10日がそれぞれ定例の現地調査です。
16日に農業委員会だより編集委員が本庁舎602会議室で開催され、会長。運営委員、編集委員、事務局職員が出席しております。
その後、第30回運営委員会が本庁舎602会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。
23日には、全国担い手サミットが鹿児島市民文化ホールとSSプラザせんだいで開催され、会長、局長が出席しております。
25日には、遊休農地解消事業に伴う、芋掘り体験が城上町で

開催され、川北地域委員、事務局職員が出席しております。

本日、第30回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催しております。

以上、説明を終わります。

議長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、
5番：牧田 信一 委員
6番：小城 義己 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第99号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第99号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。

位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号8番から9番の2件です。登記地目 田
2筆 1, 427㎡の届出がありました。

内容といたしましては、いずれも、盛土し、畑とし、農地有効利用を図るための届出です。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第99号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第99号の説明が終わりました。
これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第99号を終わります。

次に、報告第100号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第100号を説明いたします。資料は3ページから8ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号135番から166番までの32件で、登記地目 田8筆11, 701㎡、畑35筆13, 585㎡、その他4筆2, 424㎡、合計47筆27, 710㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は、受理番号137番、から147番です。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第100号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第100号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第100号を終わります。

次は、報告第101号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第101号を説明いたします。資料は9ページから10ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号72番から80番までの9件で、登記地目 田2筆538㎡、畑10筆8, 783㎡、合計12筆9, 321㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認めら

長沼 G 長

議案第 3 2 5 号を説明いたします。

資料は、1 2 ページから 1 5 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 4 4 番から受理番号 5 0 番の 7 件で、田 1 筆 3 2 5 m²、畑 7 筆 2, 4 5 4 m²、合計 2, 7 7 9 m²の申請がありました。

内容を説明いたします。

4 4 番・4 7 番・4 8 番・5 0 番は、一般住宅での申請です。

4 7 番は、一般住宅の基準である 5 0 0 m²を超過しておりますが、隣接地に 2 m 以上の崖地があり、建築後退する必要があるため、5 4. 9 5 m²は宅地として使用することができません。

転用面積：5 4 8 m²から建築後退部分：5 4. 9 5 を差し引き、有効面積は、4 9 3. 0 5 m²となります。

4 8 番は、4 6 2 8 番 2 雑種地 1 4 0 m²と一体利用で総面積 4 0 5 m²となります。

4 5 番は、特定建築条件付売買予定地（6 区画）・調整池での申請です。造成後、宅地分譲として売り出し、転用実行者が指定した

ハウスメーカーが建築します。販売できない場合は、転用実行者が建築し、建売住宅として販売します。

1 0 3 4 番 原野 外 3 筆 1, 3 7 8. 8 4 m²と一体利用で総面積は、2, 2 0 6. 8 4 m²となります。

また、一部施工済であり、始末書が添付されています。

4 6 番は、駐車場（1 2 台）での申請です。

隣接地にある住宅を店舗（飲食店）に改修し、来客用として利用するため、整備するものです。

3 7 4 3 番 宅地 外 1 筆 7 6 8. 7 8 m²と一体利用で総面積は、1, 0 9 3. 7 8 m²となります。

4 9 番は、倉庫・駐車場・進入路での申請です。

3 9 1 5 番の一部 宅地 外 2 筆 1 5 9. 1 0 m²と一体利用で総面積 4 9 1. 1 0 m²となります。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 3 2 5 号に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員

9番 下茂が、44番について、報告します。

10月9日、竹田進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図4ページ、調査表3ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、保全管理されていました。

転用目的は、一般住宅での申請です。

どちらも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

木下委員

10番、木下が、45番を報告します。

10月9日、永吉推進委員と事務局北之迫・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図5ページ、調査表4ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

特定建築条件付き売買予定地(6区画)の目的の申請です
一部施工済のため始末書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

中島委員

8番、中島が46番を報告します。

10月10日、豊田推進委員と事務局 梶原・福永職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図6ページ、調査表5ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作はしておらず、保全管理されていました。

転用目的は、隣接する宅地を改築し、飲食店を開設することに伴う駐車場での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

新屋委員

4番、新屋が47番を報告いたします。

10月10日、山下推進委員、事務局の西代理と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図7ページ、調査表は6ページです。

申請地の現況は畑ですが耕作されていません。添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

薬師寺委員

3番、薬師寺が48番を報告いたします。

10月9日、徳永委員と、事務局の福永・小川職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図8ページ、調査表は7ページです。

申請地の現況は畑ですが耕作されていません。一般住宅転用目的です。

添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

下茂委員

9番 下茂が、49番について、報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図9ページ、調査表8ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、耕作されていませんでした。

転用目的は、倉庫・駐車場・進入路での申請です。

どちらも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

木下委員

10番、木下が、50番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図10ページ、調査表9ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

議案第326号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第327号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第327号を説明いたします。資料は18ページから19ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号31番から37番の7件で、登記地目 田7筆 3,922㎡ 畑4筆 2,211㎡、合計11筆 6,133㎡の非農地証明願が申請されました。

内容について、説明します。

31番は、平成15年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

32番は、平成16年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

33番は、平成22年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

34番は、平成17年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

35番は、平成14年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

36番は、平成15年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

37番は、平成21年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

以上で、議案第327号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 10番、木下が31番及び32番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのおりです。

まず、31番について位置図14ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成15年頃から耕作しておらず原野化している状態でした。

次に、32番について位置図15ページ、調査表14ページ

をご覧ください。

申請地の現況は、平成16年頃から耕作しておらず原野化している状態でした。

いずれも本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

下茂委員

9番 下茂が、33番について、報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図16ページ、調査表15ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成22年頃から耕作しておらず、原野化していました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

木下委員

10番、木下が34番及び35番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、34番について位置図17及び18ページ、調査表16ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成17年頃から耕作しておらず原野化している状態でした。

次に、35番について位置図19ページ、調査表17ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成14年頃から耕作しておらず原野化している状態でした。

いずれも本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

薬師寺委員

3番 薬師寺が36番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図20ページ、調査表18ページをご覧ください。

申請地の現況は、原野で本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

新屋委員

4番 新屋が37番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図21ページ、調査表19ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で本市非農地証明書の発行基準を満たし、

と判断し提案いたしました。

以上で、議案第328号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 　　10番、木下が74番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図22ページ、調査表20ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていました。
権利取得後は、野菜等を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

山路委員 　　14番 山路が、75番を報告します。
10月10日、鬼塚推進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図23ページ、調査表21ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。
権利取得後は、飼料作物を栽培予定です。
また、遊休農地を解消するため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上で報告を終わります。

中島委員 　　8番、中島が76番を報告します。
調査日、調査員は先ほどのとおりです。
位置図24ページ、調査表22ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作はしておらず、保全管理されていました。
新規就農のため、営農計画書が添付されています。
権利取得後は、野菜を栽培予定です。
新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第328号については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長 賛成全員であります。議案第328号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第329号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹

議案第329号を説明いたします。資料は21ページから22ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号77番から83番の7件で、田4筆 7,995㎡ 畑4筆 2,271㎡ 合計8筆 10,266㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、親子間、兄弟間、親族間、知人間の贈与によるものです。

77番・79番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

また、77番は、譲受人の住所が県外になっておりおますが、8年前より母の介護のため、薩摩川内市の母の家に住んでおり、1年間の8ヶ月以上は、薩摩川内市で生活しております。

78番は、遊休農地を解消し耕作するため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第329号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 　　9番 下茂が、77番及び78番について、報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
まず、77番ですが、位置図25ページ、調査表23ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていました。
権利取得後は、果樹を栽培予定です。
また、新規営農のため、営農計画書が添付されています。
次に78番ですが、
位置図26ページ、調査表24ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。
また、遊休農地を解消するため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。
いずれも、新規就農・規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

薬師寺委員 　　3番 薬師寺が、79番、80番、81番を続けて報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
まず、79番ですが、位置図27・28ページ、調査表25ページをご覧ください。

申請地の現況は、田と畑で現在も耕作されています。
田は水稻、畑は野菜を耕作される予定です。
権利取得後は、果樹を栽培予定です。
営農計画書が添付されています。
次に80番ですが、位置図29ページ、調査表26ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で管理されていました。
野菜・果樹を栽培予定です。
81番ですが、位置図30ページ、調査表27ページをご覧ください。
申請地の現況は、ぶどうハウスで現在もぶどうを栽培されています。
権利取得者は規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

山路委員 14番、山路が82番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図31ページ、調査表28ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上で報告を終わります。

中島委員 8番、中島が83番を報告します。
調査日、調査員は先ほどのとおりです。
位置図32ページ、調査表29ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で一部、飼料作物を耕作されていました。
権利取得後は、飼料作物を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案329号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案329号につきまして、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第330号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第330号を説明いたします。資料は23ページから45ページをご覧ください。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は3班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前8時30分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の11月総会は11月26日（水）午後1時から、SSプラザ川内の3階第301から第303会議室を予定しています。

また、裏面は11月から1月の行事予定を記載してあります。

次に、主な行事について、説明いたします。

11月11日（火）が、農業者年金合同地区別会議が阿久根市ABCパレスで開催され、加入推進部長、事務局職員が出席の予定です。

11月13日（木）が、各市農業委員会連絡協議会が始良市で開催され、会長、事務局長が出席の予定です。

11月14日（金）に農業委員会だより編集委員会、その後、第31回運営委員会が603会議室で開催予定です。

次に、11月16日（日）に産業祭&JAフェスタが、薩摩川内市総合運動公園で開催されます。

11月21日（金）は、第2回薩摩川内市農業委員候補者選考委員会が601会議室で開催されます。

12月26日（金）は、農業委員会仕事納め式です。

明けて、1月5日（月）が新年あいさつまわりで、会長、会長代理、事務局職員が出席です。

1月16日（金）は第1回農地利用最適化推進委員選考委員会が603会議室で開催され、運営委員が出席予定です。

その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件について
ご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員

（なしの声あり）

議長 それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 それでは、事務局から何かございませんか。

梶原主幹 先に送付している資料1 非農地判断した土地の農地復元をして利用したい旨の申出に関する資料及び当日配布の資料2 農地の現状と方针对応をご覧ください。

まず、資料1 開いて3ページをご覧ください。農業法人である[]が、このピンク色の部分について、農地として活用したいとの申し出がありました。

その中で農地の変遷を農地台帳をもとに調べておりますので、また1ページに戻っていただきたいと思えます。

土地の変遷ですが、農地台帳では、農地台帳にあった土地ということで1番から13筆のとおり、もともと田だった土地について現在、開発後の土地ということで13筆あったものを分筆や合筆して9筆に変更になっております。

また地目に関しても、非農地判断をもらった後に原野に地目変更しております、そのあと農業法人さんとその関連企業の不動産に、売買で所有権移転をされておりました。

うち、6210番3雑種地2, 927㎡の分につきましては、福祉法人の方に不動産業者から売買されておりました、それ以外の土地については、不動産業者さんから、農業法人の方に贈与で所有権移転されて現在に至っているという状況が確認されております。

その部分の原野・雑種地になっている土地を農地として使いたいということでの申出がありました。

ここで、農地法上の問題といたしましては、農業法人は耕作目的で土地を取得する場合、現況が農地である場合は地目にかかわらず、農地法3条の申請をしてから農地を取得しないとけないとなっております。

だから、登記地目が雑種地であっても、農地だったら農地法3条の許可を受けてから許可をもらって名義変更するというのが、農地の取得の条件になっておりますが、既に地目変更された後に農地を取得した土地について、農地として使いたいよってという旨がきておりますので、農地法の手続をしない前に所有権が移っているというところが問題ということになります。

また、土地の状況から見ますと、造成しておりますので、一部砂

利敷きがしてあったり、水はけが悪かったりということで農地としてはちょっと活用が難しい・改良が必要なような状況が見受けられました。

加えて、農業法人から営農計画を出していただいたのですが、資料を開いて4ページと5ページに営農計画ということで、先方から出された分を見ていただければ分かるとおおり、農地として活用したい分の合計の面積が3,686㎡ございます。

その土地に35本のオリーブを植えますよということでの計画で、この件が適正な営農なのかということ判断する必要があると思われておりました。

あと、6ページ7ページを開いてください。

これは農業法人さんが、現在、権利を有している土地の農家台帳になります。

このうち綱津町の農地につきましては、らっきょう畑で、既に農業法人さんは利用権の設定等が切れておりまして、ここは活用していないということは判断できるのですが、それ以外の土地については、農地所有適格法人なので、適切な農業をしていないといけないということで、農地について事務局のほうで調査をさせていただきました。

それが資料2の農地の現状と対応方針というのを見ていただければと思います。

まず、五代町の1497番1ですが、ここの分については、3条で平成30年に農業法人さんが取得しているのですが、現況が原野化しておりまして非農地判断をその前の年に出している土地になり、現在も営農されている状況ではなかったという確認がとれております。

続きまして、開いていただいて次の2ページ目です。

ここにつきましては該当する土地3265番と3262番につきましては、賃借で農地を■■■■■が借りて、使うということでの届出がなされておりますが、御覧のとおり、資材置場とか、駐車場状態になっているということが確認とれました。

隣接する関連企業さんのところと並列して使っておりますが、実際誰がそのようにしたかというのは分からないので聞かないといけない状況です。

また3ページですが、皆さん2年前に御審議頂きました部分の、宅地造成の部分と隣接する農地につきましてはレモンを42本植えますよということで、営農計画が出されて植栽はして下さっているのですが、管理があまりうまくいっておらず、レモンも成長していないような状況を見受けられました。

何が問題かと言いますと、先ほど言ったとおり、農地所有適格法人なので、法人として農業をやりますよということで、農地を取得することができる法人として認められておりますので、それを適正に管理していないということも問題になっております。

なので、この資料2の4ページを見ていただければと思います。

まず、農業委員会としましては先ほど言った非農地判断として、土地を農地として利用する件につきましては農地取得の経緯がよく分からないので、どうしてそのように取得することになったのかという経緯を求めることとしたいと思います。

また、現況が農地として利用できない状況なので、営農計画及び具体的なスケジュールを合わせて求めて対応していきたいということと、農地所有適格法人としての権利を有する農地の全部効率要件の確認をしないといけないので先ほど言いました、

五代町の分につきましては、非農地判断ですので、所有農地を耕作しなくなった理由等につきまして確認して、鳥獣被害とか広がったら地目変更していただきたいということと、あと上川内の2筆は違反転用に該当するので、誰がそのような事を実行したのかということで報告を求めて、次の段階を踏まなきゃいけないかなと思っております。

また御陵下町及び高城町の農地につきましては、営農がうまくいっておりませんので、今後のレモン栽培についての営農計画書や営農経緯について提出を求めたいと思います。

また、地目が農地にしているはずなのに雑種地のまま変わっておりません。

確か総会の際に速やかに、地目変更しますという発言もあったかと思うのですが、農地になっておりませんので、いつ変える予定なのかということも含めて聞いていきたいと思っております。

そのようなことで、先方の考え方が分かりませんので、農地法上に危惧されることを確認させていただいた後、それをもって皆さんの前で総会に諮ってこの取扱いを図りたいと思っております。

また各委員の御意見をお聞かせ頂きながら今後進めて参りたいと思いますので、御意見をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長　ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

下茂委員 9番 下茂です。

皆さんのお手元の6ページと、写真付きの2ページ、地番が合うところがあると思うのですが、以前15年ぐらい前、私が耕作をしていた場所です。

そこで今、提案されている内容で盛土をしまして、その盛土の上に樹木を植えたのですが、石の上に三角形に盛土をしましてそれに、樹木を植えたという形です。

その後はですね、簡単な草払いをしているのは見ましたが、木は全く大きくならずに、どんどん枯れていきました。

ここは今現在私も、管理道路として農道を四六時中通るのですが、非常に以前の形と違って、もう車が御覧のとおり、2ページにありますように、大型車両それからいろんな建設資材が山のように入っている現況です。

今事務局から説明があったとおり、やはり適切にしていかないと、現状と申請の書類とは全く違うという認識を、農業委員の皆さんもまた勉強していただければと思いますのでよろしく願いします。

議長 ほかにご質疑等ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 お謀りします。申出のあった農業法人について、土地取得の経緯及び具体的なスケジュール等を含めた営農計画の提出、農地の全部効率要件についての確認を文書で依頼し、文書で回答を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。回答期限は、令和7年11月20日(木)までとし、12月総会で議題としたいと思います。

議長 これをもちまして第31回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉会」

【終了 14:30】